**化粧品の適正包装規則の運用について**

化粧品の適正包装規則第2条については、当面次のように運用することとしましたので、お知らせします。

昭和51年12月7日

1. 第2条第1項関係

本項でいう「不必要な空間」とは、外部の容器と直接の容器の間隔が、最大限片側3ミリメートル以上ある場合をいう。これは、包装工程における技術上の支障を考慮したものであって、極力少ないことが望ましい。

1. 第2条第2項関係

ダンボール以外の緩衝材の場合は、次のとおりとする。

（1）発泡スチロール、プラスチック等の場合

その厚さが5ミリメートル以下であること。

（2）枠つき外部の容器の場合

その枠巾が5ミリメートル以下であること。

（3）プリスター加工の場合

直接の容器を容易に見ることができるプリスター加工の部分については、上記(1)、（2）の数値は適用しない。この場合、台紙の大きさについては、数値を定めないが、過大とならないように注意すること。

1. 第2条共通事項

メークアップ化粧品類は、商品の取引の実態から見て、第2条第1項及び第2項を直ちに適用すると、あまりにも小型となり、商品管理上困難な問題が起こるので、規則第4条の規定の趣旨により、当面やむを得ないものとして、これを適用しない。しかし、この場合も過大とならないよう注意すること。また、小型化粧品（内容量が30グラム又は30ミリリットル以下）の外部の容器で、次のいずれかに該当するものは、同様の趣旨で運用する。

（1）内部の直接の容器が容易に見えることができるもの

（2）薄型の容器で、最も広い面の面積が40平方センチメートル以下のもの